

1 条件付一般競争入札の方針

上天草市が実施する建設工事の条件付一般競争入札については、上天草市条件付一般競争入札実施要綱（平成 24 年上天草市告示第 70 号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この取扱方針による。ただし、建設工事の内容等に特別な理由があるものについては、競争入札資格審査会に諮り、決定する。

2 条件付一般競争入札の対象工事

- （１） 実施要綱第 2 条第 1 項ただし書の規定により、災害その他の理由により緊急を要する場合その他条件付一般競争入札に係る手続により難しい場合は、この手続によらないことができる。
- （２） 実施要綱第 2 条第 2 項に規定する「市長が特に必要と認める工事」は、入札執行に際し、更なる競争性・公平性・透明性を高める必要がある工事とする。

3 競争参加資格の要件等

競争参加資格の要件等については、次に掲げるとおりとする。

- （１） 対象工事に係る工事種別等の条件
実施要綱第 5 条第 3 号の「対象工事に係る工事種別等」の条件について、格付のない工事種別については、工事の種類及び規模により現況を調査し、基準となる総合評定値を個別に定める。
- （２） 特定建設工事共同企業体の条件
実施要綱第 5 条第 4 号の「特定建設工事共同企業体の構成員、組合せ、出資比率及び構成員の資格」の条件について、工事の種類及び規模により現況を調査し、上天草市特定建設工事共同企業体運用基準（平成 21 年上天草市告示第 76 号）に基づき、条件を個別に定める。
- （３） 対象工事と同種工事の施工実績
実施要綱第 5 条第 5 号の「対象工事と同種工事の施工実績」については、過去 10 年間以上の請負工事等の実績中、対象工事の請負額が概ね 50% 以上である場合に施工実績とみなすものとする。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合は、この限りでない。

4 応札事業者数の確保

応札が可能と見込まれる事業者数は、競争性、公平性及び透明性の確保並びに地場企業の育成及び対象工事に対する地理的条件等を考慮し、次表の選定順に営業所の所在地の要件に応じた事業者数を確保する。ただし、特殊工事等で施工可能事業者の確保ができない場合又は①の事業者数が概ね10者を満たしていない場合において、対象工事を①の事業者が施工可能で、かつ、競争性、公平性及び透明性の確保が可能であり、特に地場企業の育成が必要な工事と認められるときは、競争入札資格審査会で審査の上、応札が可能と見込まれる事業者数を決定することができる。

選定順	営業所の所在地の要件	事業者数
①	上天草市内に主たる営業所又は契約権限を委任された従業員実態のある営業所を有すること	概ね10者
②	天草管内に主たる営業所を有すること	
③	天草管内に契約権限を委任した従業員実態のある営業所等を有すること	
④	熊本県内に主たる営業所を有すること	20者以上
⑤	熊本県内に契約権限を委任した従業員実態のある営業所等を有すること	
⑥	九州管内に主たる営業所を有すること	
⑦	九州管内に契約権限を委任した従業員実態のある営業所等を有すること	
⑧	日本国内に主たる営業所を有すること	
⑨	日本国内に契約権限を委任した従業員実態のある営業所等を有すること	

5 資本関係・人的関係のある事業者の同一入札への参加の取扱い

次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めない。

(1) 資本関係

会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

一方の会社法第2条第1号に規定する会社（以下「会社」という。）の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合又は一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

6 1者入札の取扱い

競争参加資格確認申請書提出期限に申請者が1者又は入札期限に入札者が1者の場合（以下「1者入札」という。）は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行い、設計書及び仕様書、入札参加資格要件等を確認の上、競争入札資格審査会の審査を経て、再度の公告・入札を行う。ただし、次に掲げる場合は、あらかじめ競争入札資格審査会の審査を経て、1者入札の場合でも入札を取りやめないことができるものとする。

(1) 災害復旧工事及び特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事の場合

(2) 再度の公告・入札を行う場合

なお、2者以上の者が入札に参加し、無効な入札により有効な入札をした者が1者となったとき又は競争参加資格確認後に結果として入札者が1者となったときは、この限りでない。